

justax

No.79

FEB'00

東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

社会保険労務士への退職金は事業所得に該当!

●名古屋地裁、手切れ金的なものと判示●

社会保険労務士・中小企業診断士である原告Xが、取締役を務めていた法人を退職するに際し受け取った金員の所得区分につき、名古屋地裁はこれを事業所得であるという初めての判断を示しました。中小企業の人材難を背景に、断りきれず法人の役員を務める税理士も少なくないところから、いま、この名古屋地裁の判断が注目を集めています（平11.7.19名古屋地裁、判例集未登載）。

I 事案の概要

◎原告は社会保険労務士・中小企業診断士の業務を行う傍ら、昭和53年4月からH社の取締役として平均して月7日程度、同社の渉外事務を担当し、役員報酬として月額15万円（毎月10日に「役員手当」として8万円、毎月25日に「給与」として7万円）の支払を受けていました。

ところが平成6年10月ころ、H社の社長から取締役辞任を求められ、同月28日取締役退任の登記が行われ、同年11月分から役員報酬の支払も停止されました。そこで原告Xは簡易裁判所に調停を申し立てたところ、平成7年5月24日、H社が原告に退職金480万円を支払うことで調停が成立し、労働契約の終了と取締役の辞任とを相互に確認する旨の確認書を取り交わしました。

原告は、この金員については、退職所得控除をすれば税金はかからないと考えて無申告であったところ、平成9年9月11日、税務調査を受け、P統括官から、これは所得税法30条にいう退職所得に当たらず、事業所得に該当するという指摘を受け、翌日、名古屋中税務署においてあらかじめ所得金額と税額が記入されていた平成7年分の所得税の修正申告書に署名捺印し、この修正申告に伴い新たに納付すべき所得税額526,100円を4回に分けて納付しました。

II. 当事者双方の主張

1. 被告国の主張

◎原告は名目上の取締役であり、この金員は実際には退職金ではなく、むしろH社がこれまで原告に依頼してきた社会保険労務士及び中小企業診断士としての業務を終了させるについての手切れ金ともいふべき性格のものであり事業所得に該当する。

2. 原告納税者の主張

◎原告は名目的な取締役ではなく、この金員は退職金である。なお、退職所得を申告しなかったのは、退職所得控除をすれば退職所得がゼロになるからである。

本件修正申告は統括官らの執拗な修正要求に基づき退職所得を事業所得と誤認するに至ったことにより行われたもので錯誤により無効であり、また、同人らの威嚇的言辞により強要されたものであるから取り消すことができる。しかし、更正の請求は申告期限から1年以内しか認められないので、申告期限から1年以上経って税務署員の指摘により誤って修正申告をした場合には、そもそも権利救済が不可能であり、これを是正する方法がない。

III. 裁判所の判断

◎本件調停調書には、この金員を退職金として支払う旨記載されているが、それは原告が被保険者となっている簡易保険の現在高が480万円弱であったため、この保険金を原資として紛争を解決することとしたためである。また、原告はH社の創業以前から社長と個人的に親しい関係にあったことから、H社の依頼を受け、雇用保険、労災保険関係の保険料の確定と概算など社会保険労務士としての業務を行うほか、毎月、同社の伝票類を原告の事務所に持ってきて、原告の妻を補助者として、同社の総勘定元帳を作成するなどの記帳業務を行い、税務申告も行っていった。

それらの事情を考慮すると、原告は社会保険労務士、中小企業診断士の業務又はその付随業務として関与していたものと認められ、社会保険労務士としての業務の契約関係が終了したことに伴って支払われた、手切れ金的なものであると認められ、事業所得に該当する。

(資料提供 税法データベース編集室)